

販売会社：S M B C日興証券株式会社

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「試算設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品はニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする生命保険です。

預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当社は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	賢者の終身保険 積立金区分型終身保険特約付指定通貨建特別終身保険
組成会社（引受保険会社）	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
販売委託元	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
金融商品の目的・機能	<p>【目的】 一生涯の死亡保障を準備しながら、指数上昇率に応じた指数連動積増金を加算または上乗せする指定通貨（円・米ドル・豪ドル）建の終身保険です。</p> <p>【機能】 <保障重視タイプ> ①死亡保障はご契約の2年後から指定通貨建の一時払保険料を大きく上回ります。 ②契約の1年後から、指数上昇率や連動率で算出した指数連動積増金^{*1}を加算します。 指数連動積増金の累計額は、死亡保障に上乗せまたは引き出しも可能です。 *1 指数が下落した場合、指数連動積増金の加算はありません。また、指数連動積増金の累計額は減少しません。</p> <p><定期受取タイプ> ①死亡保障は指定通貨建の一時払保険料を最低保証します。 ②契約の1年後から、一定額の確定受取金と指数上昇率や連動率で算出した指数連動積増金^{*2}の合計額を毎年受け取れます。 *2 指数が下落した場合、指数連動積増金の上乗せはありません。また、確定受取金は変動しません。</p> <p>●指数について ・参照指数は、指数連動積増金の計算に用いるためにニッセイ・ウェルス生命が指定する指標のことをいいます。 ・参照指数は、その設計においてS M B C日興証券が寄与し、指数管理者であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（CGML）により提供されます。 ・指数に連動するリターン（指数の上昇率に連動率を乗じたもの）は、S M B C日興証券よりニッセイ・ウェルス生命へ提供されます。 ・指数の上昇（下落）は、1年ごとに前年比で判定します。</p>
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	<p>・この商品は、まとまった資金を長期にわたり運用し、インフレに備えながら死亡保障の充実や生活資金を準備したい方を念頭に組成しています。</p> <p>・ニッセイ・ウェルス生命が設定した所定の利率に基づきリスクを抑えた運用を行いますが、積立金の増え幅が規定の指数に連動するため、為替リスク（外貨建の場合）、金利変動リスクに伴う元本割れや、指数の推移によって積立金がふえないケースを許容できる方を想定しています。</p> <p>・併せて、金利と債券評価額の関係や為替（外貨建の場合）について理解でき、当面の生活資金を確保している方を想定しています。 （長期の保有を想定して組成している商品のため、契約日から解約日までの期間が短い場合、運用による成果が十分に得られなかったり、元本割れする可能性が高まったりするため十分ご注意ください。また、解約により保障も失われます。）</p>

パッケージ化の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・この商品は、外貨での「運用」機能（外貨建の場合）と、「保障」機能を組み合わせた商品です。 ・他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。 ・詳細については、必ず各金融商品の契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）やご契約のしおり、商品パンフレット等をご確認ください。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、お客さまからの書面または電磁的記録によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。

- (質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか

2. リスクと運用実績（本商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

損失が生じるリスクの内容	<p>■ 為替変動リスク 【円建】 ありません。</p> <p>【米ドル建・豪ドル建】 死亡保険金、解約払戻金等は、為替相場の変動による影響を受けます。 ・保険金等を円に換算した額が、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。 ・為替レートの変動がなかった場合でも、為替手数料の負担が生じます。</p> <p>■ 金利変動リスク（市場リスク） 解約払戻金は、運用資産（債券など）の市場価格の変動による影響を受けます。 ・債券は金利が上昇すると価格が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の価格変動を反映させるため、市場価格調整を導入しています。</p> <p>■ 解約時の元本割れリスク ・解約払戻金は、指定通貨ベースでも一時払保険料を下回ることがあります。</p>
〔参考〕 為替レートの騰落率	<p>【米ドル】 最大 30.5% 最小▲17.7% 平均 4.4% 【豪ドル】 最大 27.5% 最小▲18.6% 平均 1.0% ※2014年7月～2024年6月までの10年間の各月末における1年間の騰落率</p>
〔参考〕 過去の運用実績 (参照指数)	<p>本商品は、契約日が2024年3月1日となる契約より販売開始となり、参照指数の騰落率を計算するための所定の期間が経過していないため記載しておりません。</p> <p>(注1) 本商品は、インフレに備えながら死亡保障の充実や生活資金の確保を目的とした商品であり、中途解約を前提とした商品ではありません。</p> <p>(注2) 最新の実績はニッセイ・ウェルス生命のホームページにてご確認ください。 https://www.nw-life.co.jp/product/annuities/rate/fiwl/reserve_growth_rate/</p>
〔参考〕 解約払戻金推移(率)	個別の試算設計書をご確認ください。

※損失リスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「市場リスク」「為替リスク」「解約等について」に記載しています。

- (質問例) ④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
- ⑥ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑦ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑧ この商品の保険としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用 (販売手数料など)	【円建】 一時払保険料の 2.0% 【米ドル建・豪ドル建】 一時払保険料の 6.5%																																
継続的に支払う費用 (信託報酬など)	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保障に必要な費用を基本積立金から毎月控除します。 ※この費用は、契約年齢・性別等により異なりますので、一律には記載できません。 ・指数の上昇率に応じて特約積立金をふやすための費用として、指定通貨やタイプに応じて一時払保険料に対して年率 0.2%～1.39%を基本積立金から毎月控除します。 ・基本積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。 ・参照する指数の計算にあたっては、戦略控除率^{*1}および取引費用^{*2}が控除されます。 *1 戦略控除率は、参照指数に連動して上乘せされる割合（連動率）の実現などに必要なものとして定めるもので、指数値に対して年率 1%です。 *2 取引費用は、参照指数に組み入れる投資対象資産の配分比率を変更する際に必要となる取引費用（実質的に指数に連動する先物などを保有・売買することに伴う費用）などで、費用の発生前に水準を確定することが困難なため表示することができません。 【参考】取引費用のシミュレーション結果：年率 0.05%～0.34%の範囲 (期間：2001 年 2 月 2 日～2023 年 7 月 25 日) 																																
運用成果に応じた費用 (成功報酬など)	ありません。																																
解約をした場合の費用	ご契約を解約・減額する場合などに控除する費用はありません。 ※中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約払戻金額が減少することがあります。																																
通貨の換算に関する費用	円を指定通貨に、または、指定通貨を円に換算するとき、1 指定通貨あたり 50 銭の費用が発生します。																																
特約を付加した場合の費用	<p>■ 特約等を付加した場合および特約積立金の全部または一部を引き出した場合の通貨の換算に関する費用は、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約名等</th> <th>対象</th> <th>換算基準日</th> <th>適用為替レート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期支払特則</td> <td>定期支払金</td> <td>定期支払日または必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日のいずれか遅い日</td> <td>TTM-50 銭</td> </tr> <tr> <td>保険料円入金特約</td> <td>一時払保険料 (相当額)</td> <td>一時払保険料（相当額） の受領日</td> <td>TTM+50 銭</td> </tr> <tr> <td>円支払特約Ⅱ</td> <td>・解約払戻金 ・死亡保険金</td> <td>必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日</td> <td>TTM-50 銭</td> </tr> <tr> <td>年金支払特約</td> <td>死亡保険金</td> <td>年金基金の設定申出を ニッセイ・ウェルス生命が 受付けた日</td> <td>TTM-50 銭</td> </tr> <tr> <td>年金移行特約</td> <td>解約払戻金</td> <td>移行日</td> <td>TTM-50 銭</td> </tr> <tr> <td>円建終身保険移行特約Ⅱ</td> <td>解約払戻金</td> <td>移行日</td> <td>TTM-50 銭</td> </tr> <tr> <td>特約積立金の引き出し</td> <td>特約積立金の 引き出し額</td> <td>必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日</td> <td>TTM-50 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の為替レートは、将来変更されることがあります。</p> <p>■ 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を年金移行特約の特約積立金額として、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として年金移行特約の特約積立金から年金額の 1%を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。</p> <p>■ 円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。</p>	特約名等	対象	換算基準日	適用為替レート	定期支払特則	定期支払金	定期支払日または必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日のいずれか遅い日	TTM-50 銭	保険料円入金特約	一時払保険料 (相当額)	一時払保険料（相当額） の受領日	TTM+50 銭	円支払特約Ⅱ	・解約払戻金 ・死亡保険金	必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日	TTM-50 銭	年金支払特約	死亡保険金	年金基金の設定申出を ニッセイ・ウェルス生命が 受付けた日	TTM-50 銭	年金移行特約	解約払戻金	移行日	TTM-50 銭	円建終身保険移行特約Ⅱ	解約払戻金	移行日	TTM-50 銭	特約積立金の引き出し	特約積立金の 引き出し額	必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日	TTM-50 銭
特約名等	対象	換算基準日	適用為替レート																														
定期支払特則	定期支払金	定期支払日または必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日のいずれか遅い日	TTM-50 銭																														
保険料円入金特約	一時払保険料 (相当額)	一時払保険料（相当額） の受領日	TTM+50 銭																														
円支払特約Ⅱ	・解約払戻金 ・死亡保険金	必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日	TTM-50 銭																														
年金支払特約	死亡保険金	年金基金の設定申出を ニッセイ・ウェルス生命が 受付けた日	TTM-50 銭																														
年金移行特約	解約払戻金	移行日	TTM-50 銭																														
円建終身保険移行特約Ⅱ	解約払戻金	移行日	TTM-50 銭																														
特約積立金の引き出し	特約積立金の 引き出し額	必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日	TTM-50 銭																														

※上記以外に生じる費用を含めて詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「お客さまにご負担いただく費用があります」に記載しています。

（質問例）⑨ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

解約はいつでも可能です。

解約の場合、市場金利の変動の影響により、解約払戻金は指定通貨ベースでも一時払保険料を下回ることがあります。また、外貨建の解約払戻金を円で受け取る場合、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「市場リスク」「為替リスク」「解約等について」に記載しています。

（質問例）⑩ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約払戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

当社がお客さまにこの商品を販売した場合、当社は、この商品の組成会社（ニッセイ・ウェルス生命）から、保険契約の締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として、以下の手数料をいただきます。

【円建】

初年度手数料：一時払保険料に対して 0.5%

次年度以降手数料（15 年間）：一時払保険料に対して 0.04%

【米ドル建・豪ドル建】

初年度手数料：一時払保険料に対して 3%

次年度以降手数料（15 年間）：一時払保険料に対して 0.24%

当社は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。

当社の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※利益相反の内容とその対応方針については、当社ホームページ「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の「④利益相反の適切な管理」をご参照ください。

（URL） <https://www.smbcnikko.co.jp/customer/index.html>



（質問例）⑪ あなたの会社が高得手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要（NISA、iDeCo の対象が否かもご確認ください）

- ・保険料：一般の生命保険料控除の対象となります。
- ・死亡保険金：契約者と被保険者が同一人の場合、相続税の対象となります。
- ・定期支払金：所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。
- ・解約払戻金（解約差益）：所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

※NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「税金のお取扱について」に記載しています。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

ニッセイ・ウェルス生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」

（URL） https://www.nw-life.co.jp/product/individual/product_list.html

※販売中商品の最新版を掲載しています。遷移先画面にてこの商品の詳細をご確認ください。

